

# 施行迫る会計年度任用職員制度をテーマに 第3回なくそう！官製ワーキングプア北海道集会

## ◇ 札幌で三回目の北海道集会開催

二〇一九年八月二〇日（火）、北海学園大学（札幌市豊平区）の教室（七号館三階D30番教室）を会場に、「第三回なくそう！官製ワーキングプア北海道集会」が開催された。

いわゆる官製ワーキングプア問題の解消をめざす同名の集会は、二〇一九年八月時点で、東京で一〇回、大阪で六回、沖縄で一回開催されている。北海道集会は、二〇一六年二月に第一回、二〇一八年二月に第二回を開催してきており、今回が三回目。お盆明けから程ない平日夜（一八時三〇分～二一時）の開催ではあったが、約六〇人もの参加者が集まった。

集会の直前（一七時～一八時）には、集会のプレ企画として、主に道内自治体議会の議員を対象にした情報交流会も開催され、こちらには議員や労働組合関係者ら約二〇〇人が参加した。

集会の主催者は、前回、前回と同じく、「札幌市公契約条例の制定を求める会」（代表〓伊藤誠一 弁護士）を中心に市内の弁護士団体、市民団体、研究機関など全五団体で構成する実行委員会（代

表同）である。当研究所も、二〇一四年度から所内に設置している「非正規公務労働問題研究会」（主査〓川村雅則・北海学園大学教授）の活動の一環として実行委員会に参画し、企画・運営に協力した。

今回の集会のテーマとして取り上げられた問題は、「会計年度任用職員制度」である。前回集会でも、いわゆる「労契法の無期転換問題」とともにすでに一度取り上げたテーマだが、制度施行が来年（二〇二〇年）四月に迫り、各自治体では目下、同制度の導入に向けた労使間協議などが進められているという現下の状況を踏まえ、今次集会でも再びメインテーマとして取り上げた。

## ◇ 会計年度任用職員制度への切り替えの 明暗

会計年度任用職員制度は、自治体のいわゆる非正規公務員（臨時・非常勤職員）に関わる新たな制度である。「地方公務員法」および「地方自治法」の二〇一七年改正により導入が決められ、以降、二〇二〇年四月からの制度施行に向けて準備が進められている。

同制度に対する評価として、従来の制度と比べ、非常勤職員への手当支給が法律上妨げられなくなるとともに、勤続上限や空白期間の撤廃など、一定の改善効果をもたらすことに期待感もたれる一方、同じ職種に就いているにもかかわらず条件付き採用期間が毎年一カ月設けられる、特別職非常勤職員の労働基本権が剥奪されるといった、いくつかの問題点もすでに指摘されている。

同制度の施行に向けて準備中の今、現状（二〇一九年夏段階）を見渡すと、いくつかの困難が指摘できる。

第一に、新制度の導入の前提には、自治体ごとに異なる従来の臨時・非常勤職員制度の運用実績があり、改善策や留意点を一律に整理しきれないということが指摘できる。新制度導入の狙いの一つには、自治体ごとにバラツキが出ている臨時・非常勤職員制度（「地方公務員法」第三条第三項第三号、第十七条、第二二条）の法的統制の確保があるが、各自治体における従来制度のルールの中には、長年の運用を経るなかで整備され、また、各職員労組が勝ち取ってきた要素も含まれる。これが新制度への切り替えを機として、給料（報酬）の月当たり額の減額など、当事者にとって不利益な変更が行われたり、既存の権利がすべてリセットされる可能性も懸念されている。

第二に、多くの自治体で準備作業に遅れが出ていることである。総務省が二〇一七年八月に提示した「制度導入等に係るスケジュール」では、二

○一八年度中に新制度の根拠条例の制定を済ませていることが想定されていたが、少なくとも道内の自治体では二〇一九年夏の時点で条例制定を済ませているところは一つも無く、全国的にも同様の状況が見られる。遅れの背景には、国による財政措置の行方が依然として不透明であることが大きい。

第三に、なるべく多くの自治体でより望ましい



制度の実現を目指すとするならば、各自治体で新制度の味が固まってからでは手遅れであり、労使間の協議が進行中の段階での働きかけが求められるというのである。

### ◇当事者に寄り添う新制度の確立をめざして

以上のような状況を踏まえ、今次集会では、多くの自治体で、非正規公務員当事者にとって、なるべく質の高い会計年度任用職員制度が実現されることを目標として、先行する本州等の自治体の議論の進捗状況について情報を共有しつつ、道内自治体の現状、新制度導入において目指すべき方向性について確認することが企図された。

集会は、主催者（実行委員会）の代表である伊藤誠一氏の開会挨拶でスタート。この中で、非正規公務員が法の狭間に立たされ、労働基本権の確立において民間に立ち後れていること、今回の法改正がその面で改善をもたらすものではないこと、そうした状況を踏まえつつも、当事者のためにより良い新制度の確立が各自治体で求められていることなどがまず強調された。

続いて、三名の講演者・報告者が順に登壇し、それぞれ講演もしくは報告を行った。

まず、川村雅則氏（北海学園大学教授）からは、官製ワーキングプア問題あるいは非正規公務員問題の要点を整理し、また、総務省の公表データに

基づく道内自治体（道庁、三五市）の臨時・非常勤職員の数について紹介した上で、会計年度任用職員制度の問題点として、全国標準化による労働条件の引き下げ、有期雇用問題の固定化などが指摘された。

次いで安田真幸氏（NPO法人官製ワーキングプア研究会理事）からは、自治体の臨時職員問題の歴史について整理した上で、公募制の導入の有無など、首都圏の一部の自治体における新制度の到達水準などについて情報提供が行われた。あわせて、新制度が「地方公務員法」の理念を壊し、正職員と会計年度任用職員の差別や分断をさらに強固にするとの恐れが述べられ、こうした状況を乗り越えるために全国の労働運動のさらなる連帯が必要であると呼びかけた。

最後に、小川博幸氏（帯広市嘱託職員労働組合副委員長）からは、現時点ではかなり貴重な情報提供として、帯広市における新制度の検討状況、市の提案内容、労使間での妥結内容について報告が行われた。この中で、新制度に関する労使間の協議は、制度施行後も継続して行われる必要があることも述べられた。

今次集会にかかる資料集については、第一回・第二回集会と同様に、実行委員会で作成中である。準備が整い次第、ウェブ上などで公開される。当研究所ウェブサイトにも掲載を予定しており、詳細は後日そちらを参照いただきたい。